

平成 27 年 4 月 10 日

中央労働災害防止協会
健康快適推進部長 岡本 一紀
【照会・取材問合せ先】
総務部 上席専門役 間宮 直樹
(電話) 03-3452-6542 (FAX) 03-3452-9225
E-mail koho@jisha.or.jp

12月1日の義務化に備え ストレスチェック相談室を新設

1 ストレスチェック(※1)の実施が義務付け

多くの労働者が仕事に関して強い不安やストレスを感じ、メンタルヘルス不調を未然に防止することが重要な課題となっています。

こうした現状を背景に、労働安全衛生法の改正により、労働者が50人以上の事業場の事業主に、心理的負担の程度を把握するための検査及びその結果に基づく面接指導の実施が義務化される「ストレスチェック制度」が創設され、平成27年12月1日から施行されます。

2 適切なストレスチェックの導入に向けて

事業者は、義務化以降、1年以内ごとに1回、定期的に医師、保健師等による労働者に対するストレスチェックを行わなければなりません(従業員50人未満の事業場は当分の間、努力義務)。

中災防では、ストレスチェックの導入に当たり、事業場の責任者や担当者の疑問にお応えするため、平成27年4月1日より中災防・健康快適推進部に『**ストレスチェック相談室**』(無料)を新設しました。

ストレスチェックに関するご質問・ご相談は
中央労働災害防止協会

● ストレスチェック相談室 (相談無料)

電 話 : 03-3452-6403

(〒108-0014 東京都港区芝 5-35-1)

(※1)

ストレスチェックとは：

事業者が、労働者に対して行う心理的な負担の程度を把握するための検査。検査項目は、「仕事のストレス要因」、「心身のストレス反応」及び「周囲のサポート」の3領域の項目を含む必要があります。

ストレスチェックの標準的な検査項目は、今後、国から示される予定です。

ストレスチェックの実施については、検査結果は医師、保健師等から直接本人に通知され、本人の同意なく事業者に提供することは禁止されます。

また、検査の結果高ストレスと判定された労働者から申出があった場合、医師による面接指導の実施が事業者に義務づけられ、面接指導の結果に基づき医師の意見を聴き、就業上の措置を講じることが義務づけられる等、事業者には多くの留意すべき事項があります。

(参考)

ヘルスアドバイスサービス：

中災防では、法改正に伴うストレスチェック制度に対応した職業性ストレス簡易調査票を用いたストレスチェックを含むヘルスアドバイスサービスを実施しています。

従業員の方が記入した質問形式のチェックシートを中災防に送付いただくことで、個人および職場グループごとに結果を報告し、企業のメンタルヘルス対策、生活習慣病予防を進める上で、確かな現状把握や効果確認のための各種資料を提供しています。

平成17年から蓄積した60万人のデータをもとに、各業種ごとの平均値を算出しており、同業種との比較などにも活用いただけます。

JISHA 中災防

(注) 中災防は、昭和39年に労働災害防止団体法に基づき設立された団体で、事業主の自主的な労働災害防止活動を支援するため、企業の人材の育成、安全衛生の専門技術の提供および最新安全衛生情報の提供などの安全衛生に関する総合的な事業を行っています。

会 長：榊 原 定 征（日本経済団体連合会会長）

理事長：関 澤 秀 哲